求職者のためのキャリアアップ支援実施業務仕様書

１　目的

地域活性化雇用創造プロジェクトにおける新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業のＤＸの活用による事業や職種の転換や多角化の促進に対応すべく、これらを担うデジタル人材等の育成及び確保に向けて、職種転換、キャリアアップを希望する求職者に対し、民間事業者のノウハウ等を活用してＩＴ分野等の訓練を実施するとともに、ジョブ・カード等によるキャリア・コンサルティング、職業相談、求人情報の提供等を通じ、早期再就職を支援することを目的とする。

２　実施主体

求職者のためのキャリアアップ支援事業の実施主体は、公益財団法人やまぐち産業振興財団（以下「財団」という。）とし、民間教育訓練機関等へ委託して実施するものとする。

３　訓練対象者

訓練対象者は、離職者等の求職者、非正規雇用労働者又は山口県へのＵＪＩターンを予定する者のうち正社員就職を希望する者であって、求職者のためのキャリアアップ支援の訓練の受講が適当と認められる者（以下「訓練生」という。）とする。

４　訓練実施機関

求職者のためのキャリアアップ支援事業の訓練実施機関は、民間教育訓練機関等で求職者のためのキャリアアップ支援の訓練の適切な実施が可能なものとする。

５　訓練コース

訓練コースは(1)～(3)の内容を基本とし、(1)と(2)についてはその定員の合計を８０名以上とする。

(1) 技能・ＤＸ習得コース

技能とＤＸの知識等を習得するコースとし、技能やＤＸを活用できる即戦力となる人材を育成するために学科と実技を組み合わせた訓練とすること。

(2) 企業出前コース

実際に非正規雇用労働者の正規雇用化を望んでいる企業等に出向き、正規

雇用化に必要なＤＸの知識等を習得する訓練とすること。

(3) 動画コース

県指定の訓練動画等を用いた訓練とすること。なお、動画配信サイト等において閲覧者を限定する方法を用いて実施すること。

６　訓練委託先機関及び訓練コースの要件

(1) 教科内容、施設・設備等の確保

訓練生の正社員就職に向けて、適切な教科内容、施設・設備等を確保すること。

(2) 訓練の指導を担当する者の配置

訓練の指導を担当する者は、訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。また、訓練を指導する者の配置については、学科及び実技ごとに 20 人に１人以上の配置をすることを標準とすること。

(3) 訓練内容・訓練コースの確認

教科内容等については、就職のために必要な知識等の習得を適切に実施することができる体制を確保し、訓練内容・訓練コースは訓練として適切なものとすること。

７　受講料

受講料は、無料とする。ただし、訓練生本人の所有に帰するテキスト代等は、訓練生本人の負担とする。この場合にあっては、訓練に真に必要なものに限定するとともに低廉な額となるよう配慮すること。

８　訓練実施機関が実施する就職支援等

(1) 受講生の選考

受講生の選考は、一義的には訓練実施機関が行うものとし、適宜、財団と選考結果を協議した上で決定すること。

(2) 就職支援の実施

訓練実施機関は、訓練期間中及び訓練終了後を通じ山口県内企業等への訓練生の就職促進に努めること。具体的な就職支援の内容は、職務経歴書及び履歴書の作成指導、面接指導、キャリア・コンサルティング、職業相談、求人開拓、求人情報の提供等、訓練生の就職に資する各種取組とすること。

(3) 就職支援責任者の設置

訓練実施機関に就職支援責任者を設置し、訓練生に対して就職支援を行うこと。

(4) ジョブ・カード等を活用したキャリア・コンサルティング

実施方法について、明記すること。

９　その他

(1) 訓練の修了や退校処分、就職者の把握及び報告、訓練実施期間中の訓練生の出欠等の報告等について定めるものとする。

(2) 訓練中の事故発生に備えた取扱いとして、訓練生の民間保険への加入や安全衛生の十分な配慮のほか、個人情報の適切な管理等について定めるものとする。

(3) その他の留意事項として、受託者の欠格要件（暴力団関係者でないこと等）や施設及び設備の条件等（教室の面積要件等）を定めるものとする。

(4) 毎月の事業進捗状況（受講者数や正社員就職者数等を含む）について、速やかに財団に報告するものとする。なお、報告は、令和６年３月分までを報告するものとする。

(5) その他疑義が生じた事項については、財団と訓練実施機関が協議の上、決定するものとする。